

三豊市立三野津中学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月1日改訂

はじめに

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。しかし、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得ることから、本校においても、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応に組織的に取り組みます。

1 いじめ防止に関する基本認識

- (1) いじめは、全ての生徒に関係する問題である。すなわち、どの生徒にも起こりうる問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ防止に関する基本方針

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見・早期解決のために手段を講じる。
- ④ いじめの防止のための校内組織を整備するとともに、関係機関と連携を図る。
- ⑤ 生徒の入学時・各年度の開始時に生徒・保護者、関係機関に説明する。

3 いじめの未然防止等のための取組

- (1) わかる授業づくり
すべての生徒が授業に参加し、授業場面で活躍できるよう授業改善に努める。また、チャイム着席や学習用具の準備を習慣づけるとともに、正しい姿勢や発表の仕方・聴き方の指導に努める。
- (2) 実践的な態度を養う道徳教育・人権・同和教育
道徳の時間において、命の大切さについての指導を行うとともに、いじめを「しない」「させない」「許さない」態度を、教育活動全体を通して育てる。また、人権・同和教育を充実し、「差別をしない、させない、見逃さない」生徒の育成を目指した教育を行う。
- (3) 生徒の主体的な活動
道徳や学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を支援し、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる等、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努める。
- (4) 特に配慮が必要な生徒への取組
日常的に当該生徒の特性を踏まえた支援を行い、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (5) インターネット等に関する指導・啓発

インターネット等を通じて行われるいじめを防止するため、生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

(6) 保護者や地域への働きかけ

保護者や地域の人々に対して、いじめ防止の基本方針や取組内容を発信し、いじめ防止の取組を推進するための連携を図る。

3 いじめの早期発見・早期解決のための取組

(1) 日常的な観察

日頃から生徒を見守り、信頼関係を構築し、些細な兆候を見逃さないよう努めるとともに、報告・連絡・相談により、教職員間で情報を共有する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあること、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われる場合もあることを認識する。このため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。

(2) アンケートの実施

毎月の生活調査（いじめ調査）等により、生徒の悩みや問題を把握し、いじめの早期発見・早期解決につなげる。

(3) 教育相談体制の整備

年間3回以上の教育相談週間を設け、全校生徒を対象に学級担任との相談活動を実施する。また、生徒の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、学級担任以外の教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談を実施する。

(4) 早期解決のための対応

① いじめ問題を把握したときには、学級担任や学年団等の一部で解決しようとせず、校長以下全教職員で対応を協議し、チームとして組織的に対応する。また、その対応方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

② いじめられている生徒の安全を最優先に考える。また、加害生徒に対しては毅然とした態度で接し、行為の善悪を理解させたり、反省、謝罪させたりする指導を行う。

③ いじめと分かっているのを見て見ぬふりをする生徒に対しても、「いじめを見逃すことは、いじめていることと同じだ」という思いをもたせる。

④ いじめられている生徒の保護者とは綿密に情報交換を行い、学校が得ている情報の提供や解決に向けての対応等の説明をし、理解を得ながら、加害生徒・保護者への指導を行う。

⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

4 いじめ防止等のための校内組織

(1) 職員会議及び職員打ち合わせ

月1回の職員会、週1回の職員打ち合わせの中で、生徒指導に関する情報交換を行い、全教職員が生徒指導上の情報を共有し、指導にあたる。

(2) 生徒指導委員会

週1回、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、不登校担当、各学年生徒指導担当が参加して生徒指導に関する情報交換を行うとともに、指導方針の確認をする。

(3) いじめ対策委員会

いじめ問題に関する対応を実効的にするため、(2)の生徒指導委員会のメンバーに、当該生徒の学年主任及び学級担任、スクールカウンセラーを加えて「いじめ対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(4) 関係機関との連携

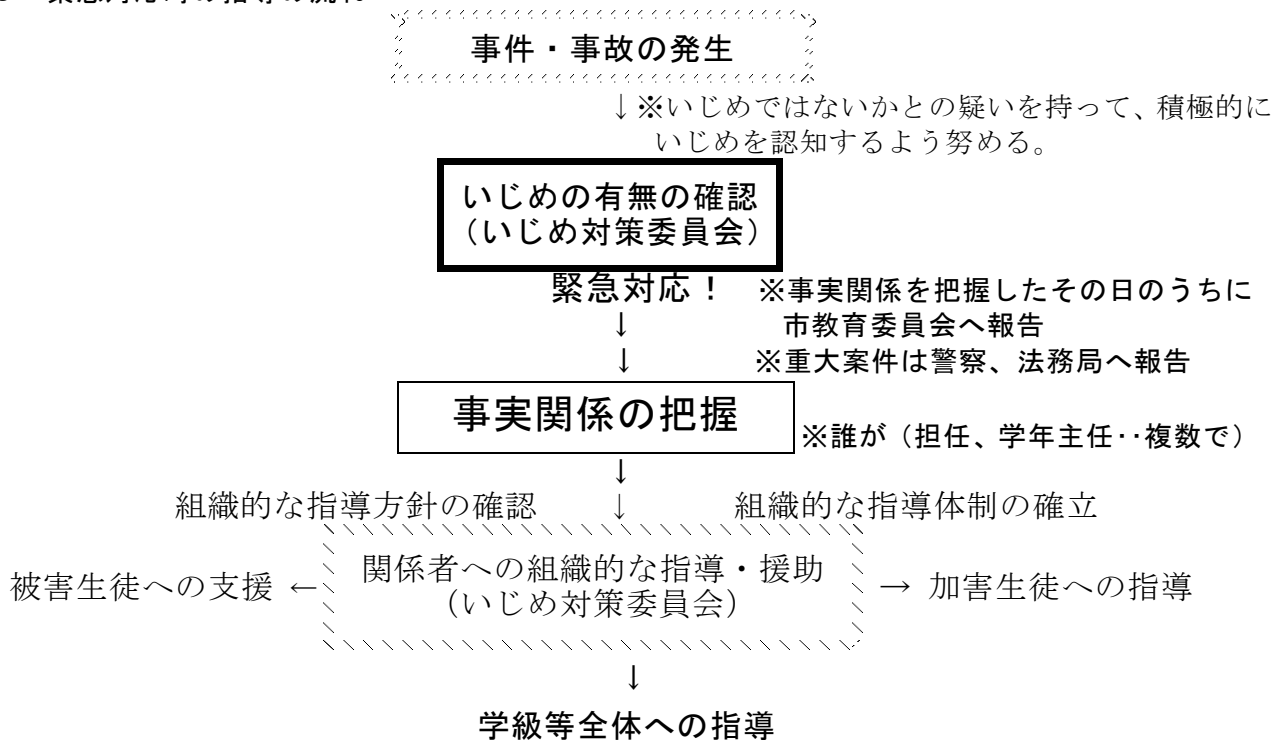
いじめ問題を把握した時点で、三豊市教育委員会へ報告する。また、悪質な場合は、三豊警察署に相談し、連携しながら関係生徒への指導を行う。

5 学校評価における留意点

いじめ問題が発覚したときには、その事実を隠蔽することなく、早急な実態把握と迅速かつ適切な対応を行うために、次の2点を学校評価項目に加え、取組を評価することで、常に改善を図る。

- ・ いじめの未然防止と早期発見に関する取組に関すること
- ・ いじめの早期発見に関する取組に関すること

6 緊急対応時の指導の流れ



★いじめは再発する可能性が十分にあり得るので、日常的に注意深く観察する!